

クリーンセンター響 最終処分場 維持管理記録

更新日 令和8年5月11日

項目	令和8年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般廃棄物(不燃ごみ)埋立量[トン]	11.37												11.37

点検年月日	R8.4.30												
擁壁等点検結果	異常なし												
遮水工点検結果	異常なし												
調整池点検結果	異常なし												
浸出水処理施設点検結果	異常なし												
導水管等点検結果	異常なし												

水質の悪化が認められた場合の措置													
実施日													

規程項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	令和8年3月31日	9,420立方メートル	1回/年

検査項目		基準値 (以下)	令和8年度												
採水年月日		—	4月21日												
試験結果の得られた年月日		—	5月11日												
水素イオン濃度	pH	5.8以上 8.6以下	7.9												
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/ℓ	60	1.8												
化学的酸素要求量(COD)	mg/ℓ	90	9.4												
浮遊物質(SS)	mg/ℓ	60	5												
窒素含有量	mg/ℓ	120	12												
アルキル水銀化合物	mg/ℓ	検出されないこと	—												
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.005	—												
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.03	—												
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1	—												
有機リン化合物	mg/ℓ	1	—												
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.5	—												
砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.1	—												
シアン化合物	mg/ℓ	1	—												
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.003	—												
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	—												
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	—												
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	—												
四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	—												
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	—												
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1	—												
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	—												
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3	—												
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06	—												
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02	—												
チウラム	mg/ℓ	0.06	—												
シマジン	mg/ℓ	0.03	—												
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	—												
ベンゼン	mg/ℓ	0.1	—												
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	—												
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5	—												
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	50	—												
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	15	—												
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/ℓ	200	—												
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ	5	—												
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30	—												
フェノール類含有量	mg/ℓ	5	—												
銅含有量	mg/ℓ	3	—												
亜鉛含有量	mg/ℓ	2	—												
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10	—												
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10	—												
クロム含有量	mg/ℓ	2	—												
大腸菌群数	個/cm ³	3000	—												
燐含有量	mg/ℓ	16	—												
採水年月日		—	—												
試験結果の得られた年月日		—	—												
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	1	—												

備考1:「検出されないこと。」とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

検査項目		基準値 (以下)	令和8年度													
採水年月日		—	4月21日													
試験結果の得られた年月日		—	5月11日													
電気伝導率	mS/m	—	14.3													
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	-													
総水銀	mg/l	0.0005	-													
カドミウム	mg/l	0.003	-													
鉛	mg/l	0.01	-													
六価クロム	mg/l	0.02	-													
砒素	mg/l	0.01	-													
全シアン	mg/l	検出されないこと	-													
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと	-													
トリクロロエチレン	mg/l	0.01	-													
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01	-													
ジクロロメタン	mg/l	0.02	-													
四塩化炭素	mg/l	0.002	-													
1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	-													
1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1	-													
1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04	-													
1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	1	-													
1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	0.006	-													
1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002	-													
チウラム	mg/l	0.006	-													
シマジン	mg/l	0.003	-													
チオベンカルブ	mg/l	0.02	-													
ベンゼン	mg/l	0.01	-													
セレン	mg/l	0.01	-													
クロロエチレン	mg/l	0.002	-													
1・4-ジオキサン	mg/l	0.05	-													
採水年月日		—	-													
試験結果の得られた年月日		—	-													
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1	-													

備考1:「検出されないこと」とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

検査項目		基準値 (以下)	令和8年度														
採水年月日		—	4月21日														
試験結果の得られた年月日		—	5月11日														
電気伝導率	mS/m	—	15.7														
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	-														
総水銀	mg/l	0.0005	-														
カドミウム	mg/l	0.003	-														
鉛	mg/l	0.01	-														
六価クロム	mg/l	0.02	-														
砒素	mg/l	0.01	-														
全シアン	mg/l	検出されないこと	-														
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと	-														
トリクロロエチレン	mg/l	0.01	-														
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01	-														
ジクロロメタン	mg/l	0.02	-														
四塩化炭素	mg/l	0.002	-														
1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	-														
1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1	-														
1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04	-														
1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	1	-														
1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	0.006	-														
1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002	-														
チウラム	mg/l	0.006	-														
シマジン	mg/l	0.003	-														
チオベンカルブ	mg/l	0.02	-														
ベンゼン	mg/l	0.01	-														
セレン	mg/l	0.01	-														
クロロエチレン	mg/l	0.002	-														
1・4-ジオキサン	mg/l	0.05	-														
採水年月日		—	-														
試験結果の得られた年月日		—	-														
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1	-														

備考1:「検出されないこと。」とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。